

2017年5月10日

アジアインターネット日本連盟

「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の改正（案）に対する意見

1. 第1部 1 対象範囲 (1)第3段落

(意見) 「より広い地域や様々な顧客と取引することができるため、」を削除し、「事業者にとっても顧客にとっても有用な手段である。」の後に以下の文言を追記していただきたい。

「事業者にとっては、非常に少ない初期投資でかつ短期間にインターネット上に店舗を構えることができ、また日本全国引いては外国にも販売することが可能であり、個人事業主や中小零細企業にとっては、インターネットを利用した取引は、重要な流通チャネルになっている。

また、顧客にとっては、次のような多くの利便性があり、なくてはならない流通チャネルになっている。

- ・多くの品ぞろえの中から、検索などにより、購入商品を選択できる。
- ・夜間、休日を問わず注文受付、出荷ができる。
- ・24時間、365日消費者からの問い合わせに対応できる。
- ・使用方法を動画で説明するなど、商品に関する詳細な情報を入手できる。
- ・商品や店舗に対する他の消費者の評価が閲覧できる。
- ・店舗間での販売価格の比較が容易にできる。
- ・加齢や身体的な障害などにより実店舗での購入が困難な方でも購入できる。
- ・リコール情報など、購入後に必要な情報の提供を受けることができる。
- ・使用言語を選択できる。」

(理由) 地域や顧客層の広がりという一側面だけではなく、インターネットを利用した取引が、実店舗における取引と比べて、事業者及び顧客の双方にとって有用な流通チャネルになっていることを丁寧に説明すべきであるため。

2. 第1部 1 対象範囲 (1)第4段落

(意見) 「ショッピングモール」の後に「、農産物直売所」を追記するとともに、「当該プラットフォームを利用する事業者に対する行為についても、」の後に「オフラインかオンラインかを問わず、」を追記していただきたい。

(理由) 「流通・取引慣行と競争政策の在り方に関する研究会」において、オフラインの農業直売所の事案「大分大山町農業協同組合に対する件（平成21年（措）第24号）」が紹介されており、本改正（案）で追記しているいわゆるプラットフォーム

を運営・提供する事業者については、オンラインに限ったものではないことを明確化するため。

3. 第1部 第2 非価格制限行為 5 選択的流通

(意見) 「(略) 通常、問題とはならない。」の後に、以下の文言を追記していただきたい。

「例えば、インターネットを利用した販売において、事業者が自社の商品を自社サイトでは販売しているにも係らず、商品の品質の保持、適切な使用の確保等、消費者の利益の観点からそれなりの合理的な理由がなく、他のインターネットを利用した流通業者に対して当該商品の取扱いを制限する場合には、問題となる。」

(理由) インターネット販売を営む企業においては、何らの合理的な理由を示されないままに、メーカーや卸業者などから取引を制限され、以下のように販売を見送る事態を余儀なくされている。結果として、消費者が購入の選択肢と利便性を失い、高い価格の商品購入を強いられ、また、多くの個人事業主や中小企業者がインターネットという新たな販路を失っている。

- ・有名時計メーカーの特定ブランド商品について、メーカー自社サイトでは電池交換や修理をオンラインで受け付けているにも係らず、電子商取引では電池交換や修理受付時の初期判断ができないことを理由に、仕入れさせていただけない。

- ・有名アミューズメントメーカーの特定ホビー商品について、メーカー自社サイトでは販売しているにも係らず、電子商取引では物理的にお子様が商品を手にとって触れることができる場が提供できないことを理由に、仕入れさせていただけない。

- ・有名家電メーカーの次世代テレビについて、メーカー自社サイトでは販売しているにも係らず、電子商取引では視聴者が大画面・高画質の良さを物理的に体感することができないことを理由に、仕入れさせていただけない。

- ・一般用医薬品の一部メーカーの商品について、電子商取引の運営事業者が当該メーカーの店会制やチェーン組織に加入していない(希望しても加入できない)ことを理由に、仕入れさせていただけない。

- ・有名タイヤメーカーの商品について、メーカー自社サイトでは販売しているにも係らず、電子商取引の運営事業者がタイヤ交換業者と提携し、安全な取付体制を構築している場合であっても、仕入れさせていただけない。

- ・有名アウトドア用品メーカーの商品について、メーカー自社サイトでは販売しているにも係らず、店頭でのコンサルティング・セールスが必要であるとして、電子商取引では仕入れさせていただけない。

- ・有名化粧品メーカーの商品について、百貨店やドラッグストアのサイトでは販売されているにも係らず、実店舗をもたない電子商取引の運営事業者には、仕入れさせていただけない。

- ・有名AV機器メーカーの商品について、メーカー自社サイトでは自社製品の引取修理サービスをオンラインで受け付けているにも係らず、電子商取引では故障・修理の受付ができないことを理由に、仕入れさせていただけない。

- ・有名コンタクトレンズメーカーの商品について、メーカー自社サイトでは販売しているにも係らず、会社の方針を理由に、電子商取引の運営事業者では仕入れさせていただけない。

- ・有名ペットフードメーカーの商品について、メーカー自社サイトでは販売しているにも係らず、電子商取引では専門家によるカウンセリング販売などができないことを理由に、仕入れさせていただけない。